

第 625 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 1 0 月 3 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（13 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩		
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（1 人）

4	川口 寛市						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5 事務局職員（4 人）

局長 棟方 雅典	係長 平野 重樹	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎
----------	----------	----------	----------

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告について

第 625 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長（棟方）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。予定されております委員の方、丸委員が遅れるということですが、お揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。それでは第 625 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、4 番川口委員が欠席、丸委員が遅れるということで、現在委員 14 名中 12 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により過半数の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>（議長挨拶）</p> <p>みなさん、こんにちは。このところ暑さも落ち着いてきた。米価が上がり収入増につながる。</p> <p>本日は皆様方には大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思っております。よろしくご協力のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 625 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>（議事録署名人の指名）</p>

議長	<p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第13条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>3番 丸委員、6番 大塚委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>【議案第1号】</p>
議長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第1号1番について、担当委員の現地調査及び説明を、6番大塚委員、お願いします。</p>
大塚委員	<p>議案第1号1番について、申請地を10月2日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>天羽中学校より南の方向300m付近の土地改良事業が済んでいる農地であります。</p> <p>登記地目は畑ですが、水稻の栽培が行われ、田として利用されております。</p> <p>義務者は相続で取得しましたが、耕作ができず権利者をお願いしておりました。</p> <p>今後の管理を考えると、権利者へ所有権移転を行うことが良いと判断し、贈与による所有権移転の許可申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を計画しております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの大塚委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、耕作手段が無く実家で農業を営む権利者に耕作を依頼しておりました。</p> <p>将来の管理を考えると、今まで管理をお願いしてきた権利者へ譲り渡すことが適当であり、権利者も受諾したことから本申請を行うもの</p>

	<p>であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 200 m²、権利者の耕作面積 10,848 m²、農作業歴 43 年、従農数 4 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、技術力、労働力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 2 番について、担当委員の現地調査及び説明を、5 番 稲村委員、お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第 1 号 2 番について、申請地を 10 月 1 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>飯野小学校より西の方向 1Km 付近に所在し、耕作が行われていない農地であります。</p> <p>現在、借家住まいの権利者は、農地付の住家が売り出され条件面で一致したことから、購入しようとする申請であります。</p> <p>申請地は、住宅地に隣接し、日照条件や土地の形状も良いことからブルーベリー、みかん等の果樹及び大根、トマト等の露地野菜の栽培を計画しております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。</p>

	<p>義務者は、相続で取得しましたが、県外へ転居し耕作が出来ず今後も不可能なことから、住家を含めた農地の売却を考えておりました。</p> <p>権利者は、現在借家に住み将来、持ち家を希望し探していたところ、条件面で一致した申請地を売買による所有権移転許可申請を行うものであります。</p> <p>農業従事は農業経験者の妻と、農機具は新たに購入し自宅に保管、収穫物は自家消費とし将来は販売も検討したいとのことです。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 4 筆 1,454 m²、権利者の耕作面積 0 m²、従農数 2 名、新規就農者であります。</p> <p>よろしくご審議の程お願い申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 3 番について、担当委員の現地調査及び説明を、1 1 番 森田委員、お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第 1 号 3 番について、申請地を 9 月 3 0 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>富津小学校より南東の方向 900m 付近に所在する農地です。</p> <p>権利者は、義務者の労働力不足により申請地を昨年より耕作を行っておりました。</p> <p>今回、権利者の規模拡大を目的とする、贈与による所有権移転の許可申請であります。</p> <p>営農計画は、メロン栽培を計画しております。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの森田委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、労働力不足により申請地を権利者に耕作を依頼しておりました。</p> <p>権利者は、メロン栽培地の集積・規模拡大を考え、購入の申出をしたところ、贈与による所有権移転で合意が整い、本申請となったものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地 902 m²、権利者の耕作面積、7,216 m²、従農数は5名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第1号4番について、申請地を10月3日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>国道127号線長浜交差点より北の方向900m付近に所在する農地です。</p> <p>権利者は、規模拡大を目的とする売買による所有権移転の許可申請であります。</p> <p>営農計画は、水稻の栽培を計画しております。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、自宅から近く、道路に隣接し耕作に適している立地条件の良い申請地を規模拡大を目的とする申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域外農地 2 筆合計 689 m²、権利者の耕作面積、6,643 m²、従農数は 2 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 4 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 4 番は承認されました。</p>
議長	<p>【議案第 2 号】</p> <p>次に、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 2 号 1 番について、こちらの担当は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第 2 号 1 番について申請地を 9 月 30 日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JR 大貫駅より北東の方向約 500m に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、子供の成長などを考慮して新築を考え、父親の所有地であり、資金、接道、給水環境などの要件が適していたため、使用貸借権設定を伴う転用申請をするものです。</p>

事務局 (樋口)	<p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を受けている土地のため、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水は上水道から引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水とともに排水路へ排水します。</p> <p>資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番について、こちらの担当も私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号2番について申請地を9月30日に確認しましたので、説明いたします。</p>

事務局 (樋口)	<p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>大貫小学校より南の方向約 700mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、近隣に両親と同居しているが、手狭になったため、同一居住区内に専用住宅を建築するため土地を探していたところ、申請地が条件に合い、義務者からも承諾を得られたため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水は上水道から引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し、雨水とともに排水路へ排水します。</p> <p>資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>住宅用地として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号3番について、こちらの担当も私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>

平野委員	<p>議案第2号3番について申請地を9月30日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>中央公民館より南の方向約800mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、日照条件が良く、隣接農地に対しての支障も無く、太陽光発電施設に適しているため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。</p> <p>雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号4番から7番ですが、権利者及び地区が同一ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいで</p>

	<p>しょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>では、担当委員の現地調査及び説明を、2番 澤邊委員お願いします。</p> <p>議案第2号4番～7番について申請地を10月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>それぞれ富津中央インターチェンジより北東の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号5番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号6番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号7番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号8番について、担当委員の現地調査及び説明を、10番 佐久間委員、お願いします。</p>
佐久間委員	<p>議案第2号8番について申請地を10月1日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧環南小学校より北の方向約800mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p>

議長	<p>以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（樋口）	<p>ただいまの佐久間委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号8番は承認されました。</p> <p>【専決処分報告について】</p>
議長	<p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長（棟方）	<p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出、市街化区域内にある農地の権利移動4件です。1番は駐車場として所有権移転するもので、面積は568㎡です。</p>

<p>議長</p>	<p>2番は太陽光発電施設として所有権移転するもので、面積は1,100㎡です。</p> <p>3番と4番は専用住宅として所有権移転するもので、面積はそれぞれ3番が423㎡、4番が320㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>(農地パトロールについて) 樋口</p> <p>(11/25 ブロック別研修会について) 平野</p>
<p>会長</p>	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、11月6日水曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後2時10分</p>